

寒川町財務規則新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ (職員 の 指 定) 第125条 法第243条の2の8第1項後段の規定により賠償の責を負う職員の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(5) (略) (事故報告) 第126条 法第243条の2の8第1項前段に規定する亡失又は損傷した職員は、直ちにその旨を上司に報告しなければならない。 2 部長又は主管の長は、法第243条の2の8第1項後段の規定に該当する事実が認められるときは、直ちにその事実を詳細に記載した報告書を作成し、会計管理者を経て、町長に報告しなければならない。 ～ 略 ～	～ 略 ～ (職員 の 指 定) 第125条 法第243条の2の9第1項後段の規定により賠償の責を負う職員の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(5) (略) (事故報告) 第126条 法第243条の2の9第1項前段に規定する亡失又は損傷した職員は、直ちにその旨を上司に報告しなければならない。 2 部長又は主管の長は、法第243条の2の9第1項後段の規定に該当する事実が認められるときは、直ちにその事実を詳細に記載した報告書を作成し、会計管理者を経て、町長に報告しなければならない。 ～ 略 ～ 附 則 <u>この規則は、地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第1条第3号に定める日から施行する。</u>